

平成18年 第1回 築上町議会定例会会議録（第2日）

平成18年3月13日（月曜日）

議事日程（第2号）

平成18年3月13日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第29号 平成17年度築上町一般会計予算について
- 日程第2 議案第30号 平成17年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第3 議案第31号 平成17年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第4 議案第32号 平成17年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第5 議案第33号 平成17年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第6 議案第34号 平成17年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第7 議案第35号 平成17年度築上町老人保健特別会計予算について
- 日程第8 議案第36号 平成17年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第9 議案第37号 平成17年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第10 議案第38号 平成17年度築上町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第11 議案第39号 平成17年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第12 議案第40号 平成18年度築上町一般会計予算について
- 日程第13 議案第41号 平成18年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第42号 平成18年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第15 議案第43号 平成18年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第16 議案第44号 平成18年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第17 議案第45号 平成18年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第18 議案第46号 平成18年度築上町老人保健特別会計予算について
- 日程第19 議案第47号 平成18年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第20 議案第48号 平成18年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第21 議案第49号 平成18年度築上町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第22 議案第50号 平成18年度築上町水道事業会計予算について

- 日程第23 議案第51号 築上町表彰条例の制定について
- 日程第24 議案第52号 築上町名誉町民条例の制定について
- 日程第25 議案第53号 築上町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 日程第26 議案第54号 築上町国民保護協議会条例の制定について
- 日程第27 議案第55号 築上町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について
- 日程第28 議案第56号 築上町総合計画審議会条例の制定について
- 日程第29 議案第57号 築上町在宅寝たきり介護手当支給条例の制定について
- 日程第30 議案第58号 築上町都市計画審議会条例の制定について
- 日程第31 議案第60号 築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第61号 築上町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第62号 築上町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第63号 築上町放課後児童健全育成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議案第64号 福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について
- 日程第36 議案第65号 財産の出資について
- 日程第37 議案第66号 財産の信託について
- 日程第38 議案第67号 字の区域の設定変更について

(以下追加日程)

- 日程第39 意見書案第1号 次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書(案)について
- 日程第40 意見書案第2号 医療制度改革関連法案に反対する意見書(案)について
- 日程第41 意見書案第3号 「品目横断的経営安定対策」に関わる意見書(案)について
- 日程第42 選挙第9号 築上町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第43 請願第1号 人権侵害救済法の早期制定を求める議会議決のお願いについて
- 日程第44 陳情書第1号 狐迫池水路護岸工事に関する陳情書
- 日程第45 陳情書第2号 住宅改善建替に係る陳情書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第29号 平成17年度築上町一般会計予算について
- 日程第2 議案第30号 平成17年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第3 議案第31号 平成17年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第4 議案第32号 平成17年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第5 議案第33号 平成17年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第6 議案第34号 平成17年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第7 議案第35号 平成17年度築上町老人保健特別会計予算について
- 日程第8 議案第36号 平成17年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第9 議案第37号 平成17年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第10 議案第38号 平成17年度築上町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第11 議案第39号 平成17年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第12 議案第40号 平成18年度築上町一般会計予算について
- 日程第13 議案第41号 平成18年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第42号 平成18年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第15 議案第43号 平成18年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第16 議案第44号 平成18年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第17 議案第45号 平成18年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第18 議案第46号 平成18年度築上町老人保健特別会計予算について
- 日程第19 議案第47号 平成18年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第20 議案第48号 平成18年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第21 議案第49号 平成18年度築上町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第22 議案第50号 平成18年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第23 議案第51号 築上町表彰条例の制定について
- 日程第24 議案第52号 築上町名誉町民条例の制定について
- 日程第25 議案第53号 築上町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 日程第26 議案第54号 築上町国民保護協議会条例の制定について

- 日程第27 議案第55号 築上町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について
- 日程第28 議案第56号 築上町総合計画審議会条例の制定について
- 日程第29 議案第57号 築上町在宅寝たきり介護手当支給条例の制定について
- 日程第30 議案第58号 築上町都市計画審議会条例の制定について
- 日程第31 議案第60号 築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第61号 築上町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第62号 築上町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第63号 築上町放課後児童健全育成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議案第64号 福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について
- 日程第36 議案第65号 財産の出資について
- 日程第37 議案第66号 財産の信託について
- 日程第38 議案第67号 字の区域の設定変更について

(以下追加日程)

- 日程第39 意見書案第1号 次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書(案)について
- 日程第40 意見書案第2号 医療制度改革関連法案に反対する意見書(案)について
- 日程第41 意見書案第3号 「品目横断的経営安定対策」に関わる意見書(案)について
- 日程第42 選挙第9号 築上町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第43 請願第1号 人権侵害救済法の早期制定を求める議会議決のお願いについて
- 日程第44 陳情書第1号 狐迫池水路護岸工事に関する陳情書
- 日程第45 陳情書第2号 住宅改善建替に係る陳情書

出席議員(28名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 塩田 文男君 | 2番 工藤 久司君 |
| 3番 山中 正治君 | 4番 金澤 久芳君 |
| 5番 白石 隆則君 | 7番 吉元 一也君 |
| 8番 西畑イツミ君 | 9番 小林 和政君 |

10番 塩田 昌生君	11番 繁永 隆治君
12番 竹本 眞澄君	14番 宮下 久雄君
15番 丸山 年弘君	16番 田原 親君
17番 平野 力範君	18番 高島 末吉君
19番 成吉 暲奎君	20番 辻上 浩君
21番 武道 修司君	22番 神下 忠君
23番 中島 英夫君	24番 岡田 信英君
25番 川端 政廣君	26番 信田 博見君
27番 吉元 成一君	28番 吉元 實君
29番 有永 義正君	30番 西口 周治君

欠席議員（2名）

6番 田村與四郎君	13番 田村 兼光君
-----------	------------

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 江本偉久雄君	参事 小野 俊明君
主査 原口眞由美君	主査 西畑 弥生君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	教育長	神 宗紀君
秘書課長	西村 好文君	総務課長	中村 信雄君
財政課長	田原基代孝君	企画課長	吉留 正敏君
地域振興課長	中野 誠一君	人権課長	黒瀬 憲生君
税務課長	椎野 義寛君	住民課長	遠久 隆生君
健康福祉課長	吉留 久雄君	高齢者福祉課長	舟川 忠良君
産業課長	出口 秀人君	建設課長	内丸 好明君
上水道課長	片山 益朗君	下水道課長	平岡 司君
会計課長	安田 美鈴君		
教育委員会椎田事務所（課長）			松田 倫夫君
築城支所長	田村 秀吉君	総務管理室長	落合 泰平君

住民生活室長	竹本 正君	収納対策課長	中村 一治君
福祉対策室長	後田 幸政君	環境課長	白川 義雄君
水道管理室長	中嶋 澄廣君	農委事務局長	大田 隆君
学校教育課長	加来 篤君	生涯学習課長	神崎 一貴君
環境課センター長	小林 實君	地域整備室課長補佐	...	宮尾 孝好君

午前10時00分開議

議長（田原 親君） おはようございます。声が小さい。おはようございます。

ただいまの出席議員は28名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

ただいまから議事に入ります。

日程第1．議案第29号

議長（田原 親君） 日程第1、議案第29号平成17年度築上町一般会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、武道議員。

議員（21番 武道 修司君） 質問させていただきます。

平成17年度の築上町の一般会計の予算なんですが、内容を見ると、すごくこうわかりにくい点が多い。施設管理費等、場所もわからないというふうなことになってるんですが、これ18年度も同じように出てくるわけなんです。

特に、17年度は、旧町の未執行分を合計してるというか、未執行分を予算として上げているということと言われてましたが、未執行分以外で、補正的な感じで、追加になった分があるのかなのか。あるのであれば、どの金額がどのように上がっているのかを教えていただきたいと思えます。

議長（田原 親君） 財政課長。

財政課長（田原基代孝君） 未執行分について上げていますけれども、追加で新、言うたら、新たにといいますか、新たに上げたものはございません。よろしいですか。

議長（田原 親君） いい。

議員（21番 武道 修司君） はい。

議長（田原 親君） ほかにございませんか。西畑議員。

議員（8番 西畑イツミ君） ページ42ページに、歳出です。ページ42ページの総務管理費の一般管理費の非常勤職員報酬に、嘱託員の報酬が上がっておりますが、これは、人材活用を行

っているのじゃないかと、それを聞きたいと思います。

それから、ページ57ページの交通安全施設設置工事費が上がっております。これは、場所はどこかというのを教えていただきたい思います。

それから、ページ131ページの漁港整備工事費が上がっておりますが、これは、測量と工事の分は計上されておりますが、どこを測量して、どの部分をつくるのかというのを教えていただきたいと思います。

それから、ページ163ページに、アスベスト対策費が上がっております。これはどこの学校か、「施設です」と呼ぶ者あり）施設かを教えていただきたいと思います。

以上です。

議長（田原 親君） 担当課長。

秘書課長（西村 好文君） 42ページについてお答えします。

1、報酬の内訳の中の嘱託員報酬ですけども、この内容としましては、検査員、運転手、そういった嘱託の方の8名の方で、派遣ではなくて、町対応の部分の報酬と、そういった内容です。

議長（田原 親君） ええか、わかるか。

議員（8番 西畑イツミ君） はい。いいです。

議長（田原 親君） 建設課長。

建設課長（内丸 好明君） 57ページの交通安全施設の工事でございますけど、これは、許可区線の薄くなった分と、（ ）ガード、カーブミラーですか、そういうものを設置するのに、一応、町内一円にまたがっております。

そして131ページの委託料2,400万でございますけど、これは、浮き栈橋、それから積算の委託、それから施工管理の委託等になっております。

それで工事請負につきましては、一応、予定としまして、沖防波堤が132.4メートル、沖道路が6メートル、北湖岸が81メートル、内湖岸が108.7メートル、船上げ場が20メートル、用地の埋め立てが8,638平米となっております。

以上です。

議長（田原 親君） いい。わかる。西畑議員。

議員（8番 西畑イツミ君） この部分は、台風で災害を受けた部分じゃなくて、新たにつくるということでしょうか。

議長（田原 親君） 建設課長。

建設課長（内丸 好明君） これは台風被害とは別に、17年度当初から予定している分でございます。

議員（8番 西畑イツミ君） わかりました。

議長（田原 親君） ほかにございませんか。（発言する者あり）はい。

学校教育課長（加来 篤君） ページ163ページの工事請負のアスベスト対策工事ですが、築城小学校の講堂です。これはもう工事は完了しております。

議長（田原 親君） いいですか。

議員（8番 西畑イツミ君） はい、いいです。

議長（田原 親君） ほかに。辻上議員。

議員（20番 辻上 浩君） 支出の43ページ、1点だけお尋ねしますが、交際費で108万4,000円、町長交際費が上がっておりますけれど、短期間の間の予算の交際費としては、100万というのは多いんじゃないかと考えますが、この100万計上して、実際、現在どの程度使っとって、その支出の内容はどうなっとるのか。

また交際費につきましては、透明性が必要だと思いますが、これは、公開されるようになっていのかどうか。また、使う用途、支出規定です。そういうものをきちんと持っとるかどうかお尋ねいたします。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） この計上については、私も査定したわけではございませんけど、多分、残額を計上しておるといことで御理解を。

そして後、交際費の公表、これは、インターネットとか、それから何て言いますか、 閲覧も公表しておりますんで、そして用途については、交際費でございますので、多々ございますけど、今まで使っておるのは、香典、それからいろんな行事の御祝儀、そういうものが主で、食糧費はまだ私になってからは、一切、使っておりません。

議長（田原 親君） 辻上議員。

議員（20番 辻上 浩君） 公開は、ネット上でということでしたが、きのう見たけど、まだ用意されてませんね、そしたら。じゃ、予定、公開、ネット上で公開するということですね。

あわせて、その支出規定をやはりきちんとつくって、一層、透明性を高めた方がいいと思いますので、その点はどうですか。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 規定はつくってないんですけど、ちょっと検討させていただきたいと思えます。

いろんな要素がございますんです。基本的には、若干、お客さんの食糧費とか、そういうものも出してありますけど、一応、香典、御祝儀がもうほとんど主なものでございますし、そういうことで、ちょっとそこんどこ、検討さして、今すぐ、返答はちょっと差し控えさしていただきたいと思えます。

議員（２０番 辻上 浩君） はい、わかりました。

議長（田原 親君） いいですか。

議員（２０番 辻上 浩君） はい。

議長（田原 親君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第２９号は厚生文教、産業建設、総務それぞれの常任委員会に付託します。

日程第３．議案第３１号

議長（田原 親君） 日程第３、議案第３１号平成１７年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第３１号は、文教常任委員会に付託します。

日程第４．議案第３２号

議長（田原 親君） 日程第４、議案第３２号平成１７年度築上町椎田駅前周辺（「議長、議案３０号飛ばした」と呼ぶ者あり）（「住宅資金貸付事業を」と呼ぶ者あり）失礼しました。

日程第２．議案第３０号

議長（田原 親君） 日程第２、議案第３０号平成１７年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第３０号は文教常任委員会に付託します。（「異議あり、これは総務じゃないんですか」と呼ぶ者あり）これは人権課の担当になるから、文教常任委員会ということでございますが、いいですか。ええか。どうする。ええか。住宅新築資金、これやっぱり、いや、今まで人権課の取り扱いをしまったから、人権……、（「それは椎田町のやり方でしょう」と呼ぶ者あり）（「県からこういったことに関する、金に関するものについては、大体総

務（ ））」と呼ぶ者あり）どうするか。（「住宅が文教で、（ ））」と呼ぶ者あり）（「筋から言えば、筋から言うたら住宅に関するものは、建設が管理してますから」と呼ぶ者あり）そりゃそうよ。（「そうなるって産業建設になるんじゃないですか、筋から言うたら」と呼ぶ者あり）。（発言する者あり）（「新築資金等貸付資金についてのことは、総務担当で」と呼ぶ者あり）（「そりゃおかしい」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

いや、今までの椎田町の場合、椎田町ちゃ、悪いけど、結局は、人権課の方で管理しとりますんで、文教常任委員会ということに、今回、決めたくてございまして、それで、いいんじゃないか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）これ、変えることできるか。（「そりゃもう皆さんの意見で」と呼ぶ者あり）（「全協かなんか開いて、あんた、みんなと話おうて」と呼ぶ者あり）（「議長としてせないかん」と呼ぶ者あり）全協まで開かんでもいいわ。ここで。どうする。（「2つにする」と呼ぶ者あり）（「2つお願いしますとよ」と呼ぶ者あり）（「大体、委員会、ひとつ説明もおかしいんですよ」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

ほじゃ、あれしよう。総務常任委員会と文教委員会、2つの委員会に付託します。いいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）それで十分協議してもらいたいと思いますが。そんなら十分でくられせん。（「意見が分かれたときはどうする」と呼ぶ者あり）（「賛成多数」と呼ぶ者あり）（「委員長報告の意見が分かれたとき」と呼ぶ者あり）分かれたら分かれた同士でもって、こう詮議せなしょうがないやねいか。

いやや委員会の採決じゃしょうがないじゃない。（発言する者あり）いや、文教にするか、総務にするか、みんなが決めりゃ、この場で、賛成が多かりゃいいですよ。（発言する者あり）

ほいじゃ、わかりました。総務委員会に付託します。いいですね。（「ちょっと待ってください」と呼ぶ者あり）（「議長、あのね、ころころ変える……」と呼ぶ者あり）いや、それは議会の運営のためにやね、やっぱ、スムーズに行くためには、みんなの意見を聞いて、それに賛同しよるだけのことで、わしが変えよるわけじゃないんよ。みんなの意見を、はい、武道議員。議員（21番 武道 修司君） 基本的に、この合併が決まって、担当割というか、その業務をどこの常任委員会が担当するのかということ、ちゃんと事務局の方で決めてるんだと思うんですよ。

それで、基本的に、人権関係は、文教でということになってるはずなんです。それを今、この場で、今度それを総務にするということになると、話の流れが、筋が通らないと思うんですよ。（「そうじゃ」と呼ぶ者あり）そこはやっぱりちゃんとしてもらわないと、どの部署が、どの常任委員会が担当するということ、やっぱりちゃんと決めとかないといけないと思うんですよ。

それはもう今、1回、決まってです、先日も何ちゅうか、私も同じ人権関係の会議にも行って、今になってまた変わるということになると、これもちょっと逆には問題が起きるんじゃない

いかなというふうに思うんですが。

とりあえず、委員長を集めて、議運のメンバーで。ちょっと休憩、落として、打ち合わせした方がいいんじゃないかなというふうに思うんですが。

議長（田原 親君） いや、今の内容は、人権課が担当しよるということでございますけども、これには住宅新築資金貸付事業ちゅうのは、金の絡むことじゃから、総務が担当すべきじゃないかという双方の意見はわかります。

そういうことで、私も文教と、総務委員会の2つに付託したらどうかという意見を出したけども、それはおかしいということじゃから、最終的には、もう金の絡むことじゃから、総務にせなきゃ仕方ないなという判断をただけであって、委員長以上……、休憩しましょうか。そうしようか、よし、わかった。そいじゃ、10分間、休憩します。委員長以上。（発言する者あり）

それじゃ10分間、休憩しますんで、委員長以上、御集合願います。

午前10時16分休憩

.....
午前10時26分再開

議長（田原 親君） それでは再開します。

ただいま、議題となっています30号によりまして、ただいま委員長以上の委員会をしました。お互いに、築城、椎田というような意見がありましたけども、これは築上町に合併したことでございますんで、なるべくなら一つにまとめていきたいと思いましたが、今回に限りましては、この議案につきましては、文教常任委員会、総務常任委員会に付託します。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

.....
日程第3．議案第31号

議長（田原 親君） 日程第3、議案第31号平成17年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第31号は、文教常任委員会に付託します。

.....
日程第4．議案第32号

議長（田原 親君） 日程第4、議案第32号平成17年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第32号は、産業建設常任委員会に付託します。

・

日程第5．議案第33号

議長（田原 親君） 日程第5、議案第33号平成17年度築上町霊園事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第33号は（発言する者あり）厚生常任委員会に付託します。

・

日程第6．議案第34号

議長（田原 親君） 日程第6、議案第34号平成17年度築上町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第34号は、厚生常任委員会に付託します。

・

日程第7．議案第35号

議長（田原 親君） 日程第7、議案第35号平成17年度築上町老人保健特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第35号は、厚生常任委員会に付託します。

・

日程第8．議案第36号

議長（田原 親君） 日程第8、議案第36号平成17年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第36号は、厚生常任委員会に付託します。

・

日程第9．議案第37号

議長（田原 親君） 日程第9、議案第37号平成17年度築上町農業集落排水事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第37号は、厚生常任委員会に付託します。

・

日程第10．議案第38号

議長（田原 親君） 日程第10、議案第38号平成17年度築上町簡易水道事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第38号は、厚生常任委員会に付託します。

・

日程第11．議案第39号

議長（田原 親君） 日程第11、議案第39号平成17年度築上町上水道事業会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第39号は、厚生常任委員会に付託します。

・

日程第12．議案第40号

議長（田原 親君） 日程第12、議案第40号平成18年度築上町一般会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、宮下議員。

議員（14番 宮下 久雄君） 21ページ、使用料及び手数料の民生使用料の中の公立保育園使用料で、滞納繰り越し分が、約1割ぐらい上がっております。426万、それと土木使用料の中で、住宅使用料、これも滞納繰り越しが2,620万と、大きな金額が上がっております。

次のページ、22ページですが、住宅共益費で、滞納繰り越し分が、また大きく上がっております。

これの説明をお願いしたい。それから、96ページ、歳出の方ですけれども、負担金補助及び交付金の中で、小型合併処理浄化槽設置助成金538万8,000円上がってます。これの説明。あわせてお願いいたします。

議長（田原 親君） 担当課長、だれ。担当課、説明しようときに、自分たちのあれがわかるか、ぴしゃっとして早くせな。

健康福祉課長（吉留 久雄君） お答えいたします。

公立の使用料の滞納分でございますけれども、公立の滞納額、これは1月、ことしの1月9日現在でございます。425万570円でございます。これ、一応、ほとんど、全額になっておりますけれども、これの分でございます。

投資的補助金でございます。小型合併処理浄化槽設置補助金でございます。これは私じゃないですね。これ、済みません。私、うちじゃありません。

議長（田原 親君） （ ）課長。（発言する者あり）

議員（21番 武道 修司君） （ ）。

議長（田原 親君） 声が小まい。（「マイクが入っとらん」と呼ぶ者あり）

環境課長（白川 義雄君） 失礼しました。96ページ、小型合併処理浄化槽設置助成金538万8,000円の御説明申し上げます。

築城町で現在、実施しております小型合併処理浄化槽を平成18年度につきましても、13基、5人槽3基、10人槽8基（ ）人槽1を、設置を（ ）しております。

それらにつきまして、今回予算措置されております。

今後につきましては、築上町としての県と協議する中で、今後のことを決定したいと（ ）と思っております。

（ ）

以上です。

議長（田原 親君） 建設課長。

建設課長（内丸 好明君） 21ページの住宅使用料でございます。住宅使用料の滞納繰り越し分が、2,620万になっております。

これ、椎田町と、築城町、それぞれの滞納を合計したところの金額になっております。ちなみに、椎田町の滞納が、約3,000万、繰り越しが2,400万円、それから築城町が約1億になっております。それに対する収入でございます。

それと同様に、共益費につきましても、椎田町、旧椎田町、築城町の合計金額となっております。

以上でございます。（「3,000万はうそやろ」と呼ぶ者あり）

調定額が3,000万と1億ということで、それに対する収入の見込みになっております。

議長（田原 親君） 宮下議員。

議員（14番 宮下 久雄君） どうもよくわからないんですけども、その自分が持っているのは、急にこの滞納繰越が、はね上がった気が、今まで、椎田町で審議してたんですが、今回の予算書では、滞納繰越が、急にはね上がったという気がしておりますんで、お聞きしたわけです。

もう1回、そこら辺の説明をしていただきたい。

それと、小型合併処理槽です。これ、築城の方で、13基の予算だというふうな説明をいただきましたが、築上町ということで、同じ町になったわけですので、今後、椎田の方でも、こういう小型合併処理槽の計画をしていくのかどうか。そこら辺のこともお答え願いたいと思います。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） この件は、私からお答えしますが、旧椎田町では、污水处理槽構想を既につくって、基本的には、公共下水道もしくは農業集落排水事業ということで、事業を進めるようにして、現在、計画も着々と進んで、実施も行っているところでございます。

築城の方は、公共下水道だけは今、着工しておりますけど、まだ全般的な污水处理構想というのがございません。

これはやはり、早急に、污水处理構想を立てまして、本来なら、農業集落排水事業という形でいけば、効率的な下水道という形になります。

今のような散発的な形での補助金助成の下水では、なかなか河川等々が、きれいになりません。

やはり、集中した形で、集落を全般的に農業集落排水事業、何分、この農業集落排水事業につきましては、圃場整備が完了してなければ、採択条件の中、圃場整備完了地区という条件がございますんで、先般、上城井、下城井の方の土地改良区がございましたが、ぜひ圃場整備を済んだところについては、この取り組みを全般的に一応、皆さん方行いませんかという呼びかけは、してきておるところでございますし、この町の計画は、污水处理構想というのをまずつくっていかなければ。

そして、どうしても、1個、2個ということで、本当に少ない家が散在してるところがございます。ここについては、市町村管理型の合併浄化槽、これを設置するよというということで、旧椎

田町の方は、方針を立てておりますし、旧築城町の方も、ぜひそういう家が散在したところについては、今のこの方式、もしくは市町村管理型と、それがやはり管理するのが一番、市町村が管理して行って、利用料取っていくということが、これがやはり環境を守るために、一番大事ではなからうかなと、このように考えておりますので、その方向性で、ぜひ進めていきたいとこのように考えております。

以上です。

議長（田原 親君） はい。

健康福祉課長（吉留 久雄君） 徴収金の関係で御質問あったと思います。

これ、先ほど申しましたように、築城町の方で、1月9日現在、もう未納額は425万570円、椎田地区も2園で大体32万円ぐらいです。

ということで、ただ歳入が400万になってますので、これ、査定の段階で、落としてませんで、頼んどったですけども、ちょっとそのままになってるみたいです。

実際、入るのは100万入れればいい方だと思いますので、そういった形でよろしく願います。

議長（田原 親君） いいですか。ほかにございませんか。吉元實議員。

議員（28番 吉元 實君） 地方交付税について、お尋ねします。

地方交付税が、本年度と前年度で、これは、はっきりした、きちっとした予算ではまだそういうものがあると思いますがですね、しかし、政府の方針としては、「三位一体改革」によるこの補助金とか、交付金を減らしていくと、こういうような方向性を、経済諮問会議で、民間審議会あたりが、強く主張しているところでございます。

本年度においても、300ちょっと、大まかに計算して、400万弱の、前年度に比べての交付金の見込みと、こういうことになっていますが、最終的には、どのくらいの方向性が見込まれるのか、それをお聞きすると、一時借入金の4条についてですが、これは、交付金がおりるまでのつなぎで、9億円の一時借入金の最高限度額、これ、最高限度額ですから、これ借らんでもいいんですけど、一応、9億という最高限度額を上げとるが、ちょっと多いんじゃないかと、こういうような感覚を受けますが、その点についてお尋ねします。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） この予算書自体は、暫定予算ということで御理解を願いたいと思いますけれど、地方交付税、一応、31億6,364万2,000円が、これが普通交付税ということで、計上させていただきます。

若干まだ、これは余裕があるというふうに思っておりますけれども、基本的には、非常に国の交付税会計、特別会計でございますけど、厳しい、約50兆近く赤字を抱えておるといような

ことで、非常に予算的には、配分的に相当厳しい予算になりますけれども、合併したことによりまして、算定基準だけは、今までのものを守ってもらえるというようなことで、合併しなかったところよりは、有利な交付税の措置がされるであろうということで、本算定は、6月に申請、県の方から、申請ということでまいりますんで、6月の時点で、これが大体、枠がわかると思うんで、今までが、大体、両町あわして、43億ぐらいあったんじゃないかなと思いますんで、それよか若干下回るかぐらいの形じゃないかなと思ってますけれど、ちょっとまだ、骨格的なものがちょっとわかって……、交付税の概要自体わかってないというふうなことで、それ程度しか、今、説明できませんけどです。

議員（28番 吉元 實君） はい、わかりました。

町長（新川 久三君） そういうことで、御了解をお願いしたいと思います。

議長（田原 親君） いいですか。ほかにございませんか。塩田議員。

議員（1番 塩田 文男君） 49ページ、まず説明したいんですけども、合併して、両町合併して、いろんな形で、ミックスになってるわけなんですけども、そこで49ページで、施設管理委託料、先ほど武道議員からも、話がありました、この場合、警備委託料101万で、次のページで、バス運転代に2万、121万と書いてますが、51ページに下の方に、施設管理料、1,400万で、次のページに施設管理委託料が239万6,000円上がってます。

そういった形で、下の方には、清掃等入ってるんですが、この施設管理委託料だけでも、項目がかなりあります。これ、全部、場所と中身がわからないんで、その辺の説明をお願いしたいと思います。

それから、この項目の横に、場所といえるのであれば言えるでしょうけども、どこのどこごと、これの中に書いていくべきじゃないかと思いますが、委託料、全部、今言えばこれ、数かなりあるんですが、そのすべての管理委託料を、ちょっと説明をいただきたいと思いますが。よろしいですか。

議長（田原 親君） 説明できるんか。資料って要らんのか。説明でいいんか。町長。

町長（新川 久三君） 今、質問のあった企画の中の施設管理委託料ということでございますけれども、これは、企画の担当の中で、行っておる施設ということで……、どこになるのかな。FMの警備委託料が企画の担当。

それから52ページですが、これは築城の支所の管理委託料ということで、これはすべて築城の支所でございます。52ページの分については、

あと大体、管轄するそれぞれの項目のところに、そういう形で、施設管理、これがちょっと頭に何かこうちょっと説明不足といいますか、それはちょっとお詫び申したいと思いますけど、そういうことで、それぞれ担当課が、管理していることということで、済みません、これまた、後

で、詳しい、管理委託料については、資料を提出さしても結構でございますので、させます。

議長（田原 親君） はい、ええか。はい、塩田議員。

議員（1番 塩田 文男君） はい、わかりました。ではこれすべての、大体、かなり何十件があるんですが、施設管理委託料の内訳をしていただきたいと思います。

それからその今後はやっぱり、この横にも、どこどこという形で書いていただきたいなと思います。

じゃ次に行きます。53ページ。

これをお尋ねしたいんですが、53ページの電算システム保守点検委託料2,200万、それから63ページの電算システム保守点検350万、それから107ページの電算システムです。

このほかにもまだ出てくるかと思えますけども、これは毎年、このような形の金額、出てくるのか、今回きりで終わるのか、またいろいろと年々変わるのか。それで、トータル幾らに大体なるのかお尋ねしたいと思います。

議長（田原 親君） 総務課長。

総務課長（中村 信雄君） 総括的なところを申し上げたいと思います。

電算システムにつきましては、各担当で、それぞれシステム持ってるところがございます。

そのシステムについては、各担当で予算計上させていただいてるところであります。

総括的なサーバーとか、全体的なシステムにつきましては、総務課の方の情報の方で、持っております。

この中身としましては、ほとんどが旧町で使用分です。あと現在、使っておりませんが、一部に使っておりますけど、使っていない部分がかかなりありまして、平成19年まで、徐々にではありますが、減っていきますけども続きます。

細かいことについては、今、ちょっとわかりませんので、資料でよければ、資料で出したいと思いますが。

大きく2,200万の内訳としましては、保守点検、保守点検とSEの派遣というのが、今回、新しく加わる部分でございます。

保守点検に約300万ぐらいですかね。それからSEに1,100万ちょっとぐらいです。

それから、事務機器の点検保守料あたりに38万、それから（ ）ということで、ことし、前年入れました分の保守委託料とSEと、それから旧町分使っていた分の保守費が少し、ということになっております。

以上でございます。

議長（田原 親君） 塩田議員。

議員（1番 塩田 文男君） 済みません。今、300万のところ、ちょっと300何とかちょ

っと聞こえなかったんで、ちょっと教えてください。

議長（田原 親君） 総務課長。

総務課長（中村 信雄君） 電算機の保守点検委託料、機械の方の点検費です。

議長（田原 親君） ええか。塩田議員。

議員（1番 塩田 文男君） 資料として、全部出していただきたいんですが、前回、これはS E、S Eは、アングルでこの庁舎使ってると思うんですが、システムエンジニアは、使用しないということで出てたと思うんですよ。

それは職員が打ち込んで、できるからということで、前回のアングルの方法、日立は、S Eが入ってましたけど、このS Eをなぜ使うのか。これ、町長が言われたと思います。職員で、打ちこんでいけばできるという形でやったの、S E、1,100万というのは、これおかしいんじゃないかと思うんですがね。

S Eを使わないということで、前回、合併前でですけど、言われた話ですが。それからこれ資料として、全部、各ところで、いろんな保守点検等あると思います。だから、S Eを言えば、保守点検にならないんですよね。S Eは人間ですから。その辺、ちょっとなぜ使ったのか教えてください。

議長（田原 親君） 総務課長。

総務課長（中村 信雄君） これにつきましては、基本部分については、すべて一括として、契約した中で、S Eというものも入っております。

今回の分につきましては、基本部分に対して、こちらから要望する分、いわゆるきょうの細かい計上分のところをどうするかとか、その他、事務上で必要な電算処理の方法というものが、職員で要望だろうかと思えます。

そういう部分について、当初の計画から、1年間、1,100万程度というS Eの派遣制度はなっております。

これが一応、5年間ぐらい続けるという想定の上で、何年になるかわかりませんが、そういう中で、各課の要望、現在、とりまとめて、推進の計画書というものを今、つくろうとしております。

そういう中から、電算の職員も、研修さして、ある程度の自主運営というものができそうな方向でもっていきたいと考えております。

そういうことで、S Eというのは、これから、まだ推進していく上で必要でありますので、計画をさしていただいております。

議長（田原 親君） 塩田議員。

議員（1番 塩田 文男君） ちょっと今、資料、このS E出たんで、資料がないけど、わから

ないで、僕の頭の中には、たしかS Eのそこはゼロだったような気がするんです。1年間、出すとは聞いておりませんが、じゃなぜ、そのS Eが、保守点検であるんですか。

議長（田原 親君） 総務課長。

総務課長（中村 信雄君） 保守点検と、そのS Eの派遣とは、全然こう別個なところなんですけども、機械の保守点検、それからシステムの保守点検、システムの方の保守点検になりますと、メーカーの方で、法改正あたりがありますと、一応、こうパッケージごと、入れかえるというか、変わった部分を入れかえるわけです。

我々が、S Eとしてほしがっている部分は、それ以外の部分で、仕事上、便利さを追求するための開発をしていただくというS E並びに職員を研修していただくという部分でございます。

議長（田原 親君） 塩田議員。

議員（1番 塩田 文男君） もう何度もこれ言っても仕方ないんですが、資料いただきたいと思います。

前回、見積もりでもそうですが、保守点検があって、その機械の個々の部分の保守点検、この部分の保守点検で、S Eが保守点検ではないと思うんですよ。S EはS Eで、出していただきたいと思います。

で、5年間、先ほどS Eが使われると。5年間もS Eは入ってなかったような気がいたします。となれば、63ページの電算システム保守点検委託料350万、これもS Eが入ってるんじゃないかと思えますし、何ページかな、166ページ、電算システム保守点検17万9,000円、その下に、業務委託料、人材活用で310万円と入ってます。

この関係も、S Eのことではないかと疑ってしまいます。

これだけ、最後聞いて、ここだけ。これもS Eのこの電算システムのあれに入った人件費になるんじゃないかと思えますが、ここで確認して、後は資料をお願いします。

議長（田原 親君） できるか。総務課長。

総務課長（中村 信雄君） 後の方の2件につきましては、これ、旧のシステムだろうと思います。その使用料です。いわゆるリース料ということになるかと思えますけど、その残りだろうと思います。これも資料で、ちょっと出したいと思えますのでよろしくをお願いします。

議長（田原 親君） ええか。塩田議員。

議員（1番 塩田 文男君） 全然、わからなかったですけど。

どちらにしても、これは当時の総務課長でなかったと思えますけども、電算システムの内容について、一覧を、全部上げていただきたいなと思えます。お願いいたします。

議員（2番 工藤 久司君） 関連があります。

議長（田原 親君） 工藤議員。

議員（２番 工藤 久司君） 済みません。今の電算の件なんですけど、今、自動交付機が、前、旧町の椎田町であったと思うんですが、現在、ありません。

今回、予算にも上がってないようなんですが、先般、町長は、合併するに当たり、住民に対して不利益をとということも言ってました。実際、自動交付機がない、で、何件か、私のところにも問い合わせがありました。

なんで、今回、この予算に、自動交付機が上がってないのか。土日しか、役場に来れない方もおるわけですよ。仕事をしていて。

今回も、どう見ても、それ上がってないようなんですが、何で、上がってないのかをお答え願いたいと思います。（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（田原 親君） はい。

議員（２７番 吉元 成一君） 議会運営上のルールのことでもちょっとお伺いしたいんですが、築城町、旧築城町と椎田町の議会のやり方は違う面もあると思うんですが、一般会計予算についての今、質疑をしているわけですが、大体、この中ですべて、私には私が質問したかちゅうたら、さあと流すんですよ。何点か、こう、質問します。先ほど、宮下さんたちがしたようにです。

その中で、一括で答えをもらおうと。それで、それ以上、つくのは、今、もう一般質問みたいな質疑のやり方やりよるんですよ。（「委員会質問」と呼ぶ者あり）委員会が１日とってあるんですから、これ総務所管になってますけれども、ほかの委員会でも、質問しても悪くないわけですから、そういったことで、これ、やりよったら、きょう１日で終わりませんよ。

議長（田原 親君） いや、先ほど、忠告をしようと思いましたが、塩田議員の質問の中に、資料要求というようなものもありましたんで、具体的に、質問の内容を具体的に、資料として、提出して、そこで、各委員会がありますんで、それをもとに、審議したらどうかという忠告をしようと思っておりましたけども、だんだんにこう出てくるもんじゃから、わしもその忠告はちょっとおくれたわけでございますんで……、そういうことで、ひとつ、工藤議員も関連性がありますんで……、どうぞ。

議員（２番 工藤 久司君） それと別の質問を申し上げます。

それでは、今の電算の自動交付機の件と後１２５ページのこれ一般質問で、私してるんですが、企業誘致費の中で、普通旅費６万８、０００円ときちっと上がっておりますが、どこに行くのか。行って、企業誘致の勉強してくるのかということと、済みません、戻りますが、４５、７７ページに総務費の東九州コミュニティーＦＭの広告料が、総務費と民生費か何かで上がったと思うんです。

その違いをお尋ねしたいと思います。

議長（田原 親君） わかるか。総務課長。

総務課長（中村 信雄君） 自動交付機（「載ってない」と呼ぶ者あり）ああ、そうですか。

議長（田原 親君） はい。

町長（新川 久三君） 交付金は予算に上げてないから、一般質問でしていただきたいと思えます。予算に上がってないから、質問にならないですよ。

議長（田原 親君） いいですか。

議員（2番 工藤 久司君） わかりました。次、ほかの件で。

総務課長（中村 信雄君） 東九州コミュニティーの関係、よろしいですか。

文書管理費で、一応上げさしてもらってますのが、毎日、10分間、朝、放送してます分が400万ほど。それから各々各、違うところで、それぞれ上がってると思います。

そういうものは、各、ここでは、77ページのものは、人権課だったと思うんですけども、これについては、人権週間に放送、人権関係の放送をすとか、そういう特別のものを行う場合は、各課でやっておりますので、別々に分かれている場合はございます。

以上です。

議長（田原 親君） ええか、いいですね。ほかに。吉元議員。

議員（27番 吉元 成一君） ちょっと議会運営上のことですが、納得できない。町長が、今、一般質問でしてくれと言いました。

じゃ一般質問しますと言いましたけど、一般質問の発言通告用紙の中に入れてなかったら、一般質問、できないでしょう。

議長（田原 親君） そりゃできん。

議員（27番 吉元 成一君） それと、もう一つ、（発言する者あり）いや、今、たまたまそりゃしとるかもしれないけれども、もしそういう場合、できないわけですから、それとその受け答えについては、議場の整理が議長ですから、町長、横から口出さないでください。（「そうだ」と呼ぶ者あり）これはもうはっきりさしていただきたい。議会の権威にかかわることです。

それと、もう一つは、これは議運でも、検討せないかんことだと思いますけれども、旧椎田町と、築城町の議会のやり方については、違うと、今、聞きました。

その中で、我々、築城町で、議会でやっていたときは、委員会日程を総務委員会4日なら4日とってました。その中で、自分のとこの所管の審議をして、その後に、町政一般で、所管外のことも問うことができたとです。

ところが今、信田議員に聞くと、所管外のことは、一切、所管外の課長さんが、委員会に出てきてないから、聞いても答えられないということなんで、議長、これはもうこの場を借りて、本会議ですから、要求します。

委員会は、各所管委員会は、1日しかとってませんので、聞きたいことは、私ども議員として

は、総務委員会も、ほかの委員会にも入りたいんです。ところが、一つの委員会しか選べません。町民のために、出て、町政について、意見を出していかなければいけない。監視する立場の我々が、総務委員会の委員は、総務のこと以外、言っちゃいけないということになれば、これは問題があると思います。

だから、委員会においては、この場を借りて言いますけれども、所管外の人も、総務は何日、厚生は何日と決まっていますんで、課長が出られなければ、補佐なりを出させて、やっぱり所管外の審議も、質問も受けていけば、こういった質疑が、本会議の中で出ないと思うんですよね。

そういった意味で、委員会においては、所管外の、部署外の課長さんも、あるいは総務委員会だったら、教育長出てこないような形になってるんですよ。

これは出てきてもらわなければ困りますんで、これ、要求しときます。

議長（田原 親君） 竹本議員。

議員（12番 竹本 眞澄君） 今、吉元議員の意見に対して、（ ）ですが、今、集中審議というのがないというふうに、理解してよろしいですか。

議員（27番 吉元 成一君） そうです。1日ですべてをやるちゅうことです。

議員（12番 竹本 眞澄君） 付託された案件を議論して、それから集中審議でやるというシステムないと、今、（「ない、ない」と呼ぶ者あり）

議員（27番 吉元 成一君） 今回は、その方式でやろうということなんです。

議員（12番 竹本 眞澄君） そうしたら、集中審議制をしたらどうかという意見ですね。

議員（27番 吉元 成一君） いや、だから、今回は、合併して、椎田町のやり方で、1回やってみましょうということではしてるんですが、事実上、例えば、竹本議員が、総務に関することを、一般会計の中で、聞きたいと言っても、総務担当、所管の課長が出てきてないから、答えられないという状況が出てくると思うんですよね。

こういったことは、やっぱり十分な審議をされないとと思うんですよ。

議員（12番 竹本 眞澄君） そうですね。

議員（27番 吉元 成一君） だからそういった意味で、私は、今のこの質疑のやりとりというのは、これ、今、委員会のこと言って、おかしいんじゃないかと考えてる人がいると思いますが、関連がありますよ。

この質疑の中で、突っ込んだ質疑が出るというのが、そういったことをさせてないから出るんですよ。

議長（田原 親君） わかりました。それで一応、委員会の、所轄の委員会ではなくて、（「所管外ね」と呼ぶ者あり）所管外の課長が、答弁の必要な場合は、議長が招集してすることを、これからしていきます。委員会で。

議員（２７番 吉元 成一君） 議長、いいですか。

議長（田原 親君） いいです。

議員（２７番 吉元 成一君） これが、分庁方式、築城の支所とか、椎田地区になる本庁とか、こういう形をとってないで、一つのところに、全部の担当課がおればいいんですよ。いないからその場、その場で、説明員を求めようとしても、出てこれないという状況も出てくるんですよ。

だから、当然、朝から、委員会があるときは、厚生委員会あるときは、厚生委員会にすべての窓口がいつでも出れるような体制で、待機すると、本庁で待機するという形をとっていただきたいと思います。

そうしないと、本当の審議できないと思います。

議長（田原 親君） もう築城方式とか、椎田方式とか別にして、築上町の一つになったのじゃから、一応、課長からそれに、要求に応じて出席しますということ、これからしていきます。

それで御了承願います。いいですか。宮下議員。

議員（１４番 宮下 久雄君） 今、議長が状況に応じて、所管以外の課長も出席させると言いましたけれども、そうすると、付託した案件以外のことも、それぞれの委員会で審議することになりますか。

議員（２７番 吉元 成一君） 議長、ちょっとそれについて意見あります。

議長（田原 親君） 吉元議員。

議員（２７番 吉元 成一君） そういった意味じゃないんですよ。（「報告でいいやろ、その場合は課長の報告でいいやろ」と呼ぶ者あり）いや、違うんですよ。

いいですか。総務委員会に付託された案件については、我々総務委員会が、採決をとるんですよ。それ以外の厚生委員会とか、文教委員会、産建に付託された案件について、聞きたいことがあっても、今、聞かなきゃ聞けないということでしょう。

それやったら我々は、それなりの取り組みをして、質疑をするんですよ。

私ども築城の、旧築城ですよ、もう言うなというけど、旧築城の議会では、そういったこういう質疑、本会議の質疑の場で、そういった突っ込んだ話をしてないんですよ。

というのが、委員会をその分、十分に日にちをとって、所管のものを片づけて、その後に、集中審議という形で、町政一般を、一般質問にできないような内容とか、あるいは議案に載っていることで、どうしても、このことはおかしいじゃないかとかいう疑問を問いたです。このことについてはどう思いますか、こうしてくださいよと要望する。町民から受けて、勉強した結果、一般財源の中の例えば、教育に関することについては、総務委員会、口を出すなちゅうことですか。

同じ議員でありゃそんなことできないでしょう。でも付託された案件については、口出しませんよ。そうでしょう。本会議において、採決するときは、このことの賛成じゃないと思うたら、

反対するわけですから。それは個人の、議員のそれぞれの権限ですから。

しかし、委員会審議において、委員会の中で、この厚生のことに関しては、反対ですよと。文教のことについては、反対ですよという意見は、そういう考え方、持ってもいいわけですから、町政一般、これ一般会計予算、18年度、例えば、予算案の中で、我々の所管外のところで、総務のことに関して、大まかに賛成ですけれども、文教のことで、これ納得できないから賛成しないちゅうて立たない人もいないですか。違うんですか。

よその委員会、付託されたもんも、委員会がすべてオーケーやったから、賛成すると言います。それやったら、議会要らんでしょう、全会一致でしょう。

そういうことにはすべての議案についてならないと思うんですよ。

議長（田原 親君） わかりました。

議員（27番 吉元 成一君） そういうことですから、要望されたら出てくるじゃなくて、いつでも答えられる態勢をとってほしいということなんですよ。

だから、きょうの質疑で、これだけの質問が出るわけでしょう。普通、出ないんですよ、これだけ。

議長（田原 親君） あのですね、これ、一応、次回の議会には、今、委員長の言うたように、集中審議というものを、議会運営委員会の中で、一応、出して、そういう規律をつくろうと思っております。

今回は、そういう審議してないんで、必要性のある部会の説明が聞きたい者があれば、課長出席するというので、それで今回はいきたいと思いますが、いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）（「委員長が要求すりゃいいんです」と呼ぶ者あり）ほかに質疑ございませんか。西畑議員。

議員（8番 西畑イツミ君） 全般にわたって質問いたします。

まず最初に、42ページに、非常勤、一般管理費の中に、非常勤職員の報酬が上がっております。そして嘱託員の報酬も上がっております。

これは、総務から、学校教育費までわたって書かれておりますが、これは、人材活用に統一するのかそれをお尋ねいたします。

次に、43ページに、町長交際費が上がっておりますが、なぜふやされたのか。その理由をお尋ねいたします。

それから55ページの町づくり推進交付金が上がっております。これは、多分椎田町だけの分だと思っておりますけど、これは6月までの暫定的な予算なのか、それともこのままこういう形で、町づくりの推進交付金は、このままの状態なのかどうか。

それと、築城の方が、こういう形式をとられておりませんが、そのところは6月の予算には、きちっと上がるのかどうかと。

それと56ページの自衛隊の父兄会の補助金が増額されております。その理由と。

それから111ページの農林水産費の中の農業費に、補助金として、運動団体に対しての補助金が上がっておりますが、この内容についてお尋ねいたします。

以上です。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 基本的なことだけお答えして、後は担当課長の方に答えさせますが、何遍も言いますが、本予算は、骨格予算ということで、理解をしていただきたいと思います。

したがいまして、ほとんど私はもう査定をしなくて出しています。

基本的には、義務的経費とか、当分、上半期で要る予算と、そういうものが、いわゆる今まで、築城町と椎田町で、行われておったことがそのまま踏襲されて出しておるといようなことでお考えを願いたいと。

というのは、交際費の問題もございますが、椎田町の町長の交際費とすれば、少しふえております、これは。これはしかし、行政エリアが大きくなって、人口も大きくなるという形になれば、ふやしたというふうに私も、一応当初からそういう形で、骨格予算で組んでおりましたし、多分、これぐらいは要るだろうということで、事務の方、組んだと思います。

そういう形の中で、両方あわせれば、減っておるといふような理解をして。

自衛隊の父兄会の補助金も、そういうことで、築城、椎田、両方です。自衛隊を送り出しておる方々おりますんで、その数もふえておると。そうすれば、必然的に活動経費ふえるといふようなことで御理解をして。

基本的にはそういうことでございまして、いろんな経費については、若干、両町の分を足せば、それぞれの単独分よりはふえておるけれども、合計額よりは、私は減っておると。こういうことで御理解を願いたいと思います。

後は、個別は、担当課長から答えさせます。

議長（田原 親君） 秘書課長。

秘書課長（西村 好文君） 42ページの非常勤職員報酬、嘱託員報酬でございますけども、この点につきましては、人材派遣云々というそういった質問ですけども、この人材派遣につきましては、従来から、補助関係は、（ ）対応で、賃金対応という形になりますので、これはもう従来から、13節の派遣、つまり委託料という形の予算措置はできないということで、ずっと旧椎田町の関係で（ ）、これからも補助関係については、これは続くと思います。

ただ、派遣、今までの旧築城町さんの部分での嘱託・臨時の派遣じゃない部分があります。この部分については、18年度で、調整できるものは調整していきたいというそういった形で、担当としては、そういった形で入ってます。

議長（田原 親君） 出口課長。

産業課長（出口 秀人君） 産業課の出口です。

111ページ、運動団体に補助金を出している、この補助金でございますが、農業関係で、営農施設助成費並びに農政指導研究助成費、農政振興事業促進対策費、農家先進地野菜研究費、以上が、運動団体に出している補助金でございます。

以上です。

議長（田原 親君） いいですか。はい、誰か。

地域振興課長（中野 誠一君） 55ページの自治振興費の中の町づくり推進交付金ですけども、今、計上しておりますのは、17年度に椎田町の方で、計上しておりました所要額の半額を計上しております。

これは、骨格予算でありますので、当初予算には、年間所要額の半分を計上するというふうに財政の方から指示がございましたので、その半額を計上しています。

築城につきましては、今後、自治会制度が整備された時点で、同じような推進交付金を交付するというので、町長もおっしゃってますので、6月あるいは9月ぐらいに、計上するという形になるかもしれません。

以上です。

議長（田原 親君） ほかに。西畑議員。

議員（8番 西畑イツミ君） 今、町長が、この平成18年度のこの予算は、当初予算は、骨格予算であるからというふうに言われましたが、言われましたが、自衛隊のその補助金とか、町長交際費なんか、確かに築城と椎田、あわせれば、少ない額にはなっておりますけど、やはり、これは行革の一環として、見直すところは見直していただいて、ほかの方に活用していただきたいと思います。

というのが、これは本当は、一般質問で言わないといけないんでしょうけど、町長は、選挙の公約の中で、巡回バスを上げてたんですけど、各家庭に配ったあのはがきには、書かれておりませんので、そういう財源に充てていただきたいと思ひまして、私はここのところをなぜふやしたのかで質問したんですけど。

それと、運動団体へのあれは、これは町の単費で行うのかどうかをお尋ねします。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 交際費の件は、もう一回申しますと、300万で、決して多い額ではございません。

私が、就任した前には、前の椎田町長のとて、知ったときは、400万ございました。

それを僕が250万まで落として、それを今回300万に、築城の広くなったからということ

で、300万に上げておるといようなことで、理解してもらいたいと思います。

それと、バスの分、もうこれはちょっとまだ別に答える必要ないと思いますんで、答えません。
(発言する者あり)

議長(田原 親君) 町長、何か今、団体の補助金はどう。

町長(新川 久三君) 団体の分は、単費でございます。

議長(田原 親君) いいですか。ほかに。西口議員。

議員(30番 西口 周治君) 一つだけ、お尋ねします。

公課費等がてんで上がってるわけですけども、公用車、今、合併されて、町長車、議長車、その他要らない車が、結構ふえてると思いますが、その辺の処理はどうなっているのかだけをお聞かせください。

議長(田原 親君) 財政課長。

財政課長(田原基代孝君) お答えします。

町長車、議長車でございますが、旧椎田町の町長車を、現在、使用しておりせん。後は公用車の我々、各課が使う分につきましては、まだ整理はいたしておりませんが、財政の方で、かなり集中的に管理するように、今年度からしておりますので、一応、現在、ある分については、車検等は受けるようにしてございます。

以上でございます。

議長(田原 親君) 西口議員。

議員(30番 西口 周治君) 町長車、議長車、椎田町のやつを使ってるというけど、築城のやつはどうしてるんですか。もう、廃車。

議長(田原 親君) 町長。

町長(新川 久三君) 町長の公用車は、椎田町の分はもう車検切れになって、一応、もう処分しようということで、前築城の分を今、私が使っておる。で、議会の方は、まだ車検が残っておるといふことで、双方両方使っておるといふ思います。ちょっとそこは議会事務局の方から。(「今、使っていない」と呼ぶ者あり)

議長(田原 親君) ええか。

事務局長(江本偉久雄君) 議会の議長車は、築城、旧築城町の議長車を使用しておりまして、椎田町の前の議長車につきましては、築城の車庫に入れとります。

以上です。

議長(田原 親君) ええか、ええな。ほかにございせんか。中島議員。

議員(23番 中島 英夫君) 1件だけ質問をいたします。

105ページをお願いします。105ページの上水道施設費の目です。節は、28節繰り出し

金6,496万4,000円が計上されておりますけれども、この金額が、いつまでこの金額なのか、次年度以降の予定金額を明らかにしていただきたいと思います。

この特別会計の議案の49号とも関連しますけれども、できるだけわかりやすく、説明していただきたいと思います。

議長（田原 親君） 財政課長。

財政課長（田原基代孝君） 確かに特別会計の簡易水道と関連してきますが、繰り出し金の主なものにつきましては、人件費が1,460万8,000円、公債費の元利償還金が4,700万、あわせて6,100万ほどございます。

ですから、これは、当分の間、人件費と公債費分ということで、当分の間、続きます。

議長（田原 親君） 中島議員。

議員（23番 中島 英夫君） この問題につきまして、過去椎田のことを言ってもちょっとおかしいわけですが、上水道会計、そしてまたこのような会計が椎田町にも過去ありまして、統合して現在の企業会計になっておるわけでありませう。

これがいつまで、これ、町長に答弁願いたいんですけれども、これをいつまで続けるのか。それとも、いつごろ統合するのか、考え方を明らかにしていただきたいと思います。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 椎田の方はもう上水道ということで、完全に独立した企業会計でございますけれども、簡易水道といえば、特別会計と、そしてまたこの特別会計も、一般会計のお世話になっていくという形で、当分の間、だから、この統合については、築城を上水道、企業会計、それから上水道事業ということで、認可を取っていかなければなりませんけど、若干、整備が必要になろうと思っておりますし、上水道の認可という形では、いろんな諸問題ございますんで、それをクリアしながら、本来なら上水道化していくのが、これは筋ではなかるうかなと思っておりますんで、当面の間は、簡易水道でいながら、将来的にちょっと期間はまだこの場でちょっと定かに申せませんが、上水道化という方向性では、煮詰めていきたいとこのように考えております。

議長（田原 親君） 中島議員。

議員（23番 中島 英夫君） もう、すぐやめますから。

議長（田原 親君） 今は、一般会計の予算の質問でございますので、あなたの言うのはちょっと、（ ）触れますんで……。

議員（23番 中島 英夫君） だからこの繰り出し金について、繰り出しについて、関連するからちょっと、議長、言ったんです。（発言する者あり）

これが、一般質問はしておりませんから、この議案質疑でしたいということで、やっております。

す。

まあ、意味はわかりましたので、町長が言うのをです。

というのは、49号議案では、もう質問をしないということで、こちらでさしていただいておりますわけです。

でくるだけ、要望です。あくまでも、でくるだけ、早い機会に、企業会計に移行していただきたいと要望しておきます。

以上、終わります。

議長（田原 親君） 武道議員。

議員（21番 武道 修司君） 旧椎田、旧築城のやり方で、いろいろと困惑している部分もかなりあるというふうな状況の中で、議運の委員長にお願いをしたいんですが、近日じゅうに、議会運営委員会を開いて、議会がスムーズに運行というか、進行できるように、内容の調整をしていただきたいなというふうに思います。

私の方から、質問を何点か、さしていただきたいというふうに思います。

まず、資料全般的に、17年度予算でもちょっとお話ししましたが、内容的にちょっと親切さがないかなと。項目的にわかりにくい部分が多いということで、もう少し、中身のわかりやすい資料をつくっていただきたいと。

その中で、ページ数で言うと、48ページの工事で、6,481万5,000円ということで庁舎の改築というふうなことで上がっております。

町長は、今年度、新たなものは今、上げていないと。骨格予算だというふうに言ってますが、この部分が上がっていると。

それと、ほかにも、防犯灯の工事、これは57ページにあります、それと129ページ、132ページにも同じように工事があると。

138ページには、公営住宅の約600万ですか、の予算が上がっていると。

骨格予算ということで、言われてたわけなんです、このような予算が上がっているのは、どうということかを説明をしていただきたい。

それと、60ページです。

補助金という形で、上がってるんです。これ何の補助金かもわからないんです。

だからこういうふうな部分の説明を、全般的にあるんですけど、とりあえず、60ページのその補助金だけはちょっと説明していただきたい。何の補助金か、ほかにも業務委託料といろいろとあるんですけど。その親切さがないという部分です。

60ページの方だけは教えてください。

それと、ページ数でいくと、77ページ、111ページ、162ページに、全日本同和会、部

落解放同盟の同和関係の予算が上がっている。

町長は、平成18年度合併後は、運動団体に対しては、補助金、助成関係は、一切、しないと
いうことを言われてたというふうに思うんですが、その関係の予算が、今回なぜ上がっているの
かを説明をしていただきたいというふうに思います。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 60ページ補助金で、どこに載っちゃかね。載ってないよ。

議員（21番 武道 修司君） 保証金。

町長（新川 久三君） 保証金。100万の。保証金。

議員（21番 武道 修司君） 保証金だけしか書いてないので、それはどういう意味か、何の
保証金やろうか。（「これは後でまとめてやります」と呼ぶ者あり）

町長（新川 久三君） これは後で担当課長からさせますが、今、非常に重要な問題を武道議員
から質問ございましたけど、私は、同和団体の補助金は、合併後は支給しないとそんなことは
一切申しておりません。

当初から、椎田町の町長時代から、同和団体、それから個人給付、これについては、5年間は
するということで、18年度が最後の年になるとそういうふうになってきとるので、それは武道
議員、聞き違いでございますんであしからず。

議長（田原 親君） 財政課長。

財政課長（田原基代孝君） 先ほどの工事金のことが出ておりましたが、48ページの庁舎の整
備改築工事ということで、6,400万、これは新規ではございませんで、17年度予算で、計
上をいたしておりましたが、17年度の繰り越しにしますと、特例債の対象にならないというこ
とで、17年度では落とさせていただきまして、新たに18年度に予算計上いたしまして、特例
債の対象にするということで計上さしてもらっております。

駐車場の整備の工事の部分でございます。線路の向う側の分でございます。

それから後ほかの工事費、いろいろ言われておりましたが、継続的な事業につきましては、
すべて上げておりますので、これが先ほど言われました町営住宅の関係も、一丁目団地の解体工
事等、移転補償等がございます。これはもう継続分は上げてございます。

新規の事業を上げてないという意味で、骨格予算ということでしてもらっておりますのでよ
ろしく願いいたします。

以上です。

議長（田原 親君） 何課長かね、何課って言うてくれない、わからん。

収納対策課長（中村 一治君） 収納対策課の中村と申します。

60ページの22の保証金でございますが、これは、競売等に係る供託金の保証金でございま

す。

議長（田原 親君） 武道議員。

議員（21番 武道 修司君） 私の勘違いだったのかどうなのか、ちょっとあれですけど、あしからずと言われたんで、ことし18年度までは、運動団体の方に、補助金を出すということなんでしょうけど、18年度で、18年度も出して、19年度以降は出さないというな形で、今の答弁聞くと、聞こえたわけなんですけど、そのような方向性で、変わらないということによろしいですか。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 基本的には、そういう方向でございますけれど、県の動向もございます。県の補助費等々という形もありますし、それと豊前、いわゆる豊築管内の市町村の動向と一緒に、そういう形で検討していくということで。

議長（田原 親君） 武道議員。

議員（21番 武道 修司君） 先ほど工事関係等もありましたが、今後、資料です、わかりやすいようにしていただきたいのと、その工事関係の部分の内訳というか、内容がはっきりわからないんで、先ほど塩田議員からも施設の管理関係の一覧表を出していただくということもありましたんで、工事関係も一覧表を出して、内容、わかるようにしていただきたいというふうに思います。

お願いします。

議長（田原 親君） ほかにございませんか。辻上議員。

議員（20番 辻上 浩君） 先ほど、課長から答弁あった分なんですけど、55ページで、19目の負担金補助及び交付金、自治会長補助金等町づくり推進交付金です。これは従来の椎田の自治会単位に、交付金を渡して、計画づくりをして、その地域づくりに役立てるといような形でされてきたと思うんですが、こういう形を築城地区の方にも広げて、理解をいただいて進めていくと、そういうふうに、町長は考えているのかどうか。町長の方から、はっきり、今後の方針、そういうふうにしていくとすれば、それは6月段階で、また予算化して出していくのか。

そうするならば、地域の、築城地区の方の自治会、町内会です。そういうところに対しても十分理解を得て、合意した上で、進めていく形になっていくと思いますけれども、そういう点のお考えを聞きたいと思います。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 今、自治会の交付金の質問でございますけど、これは先般、築城地区の自治会長会の会議がございまして、ぜひ皆さん方、自治会、今まで椎田が行ってきた自治会のやり方で、それぞれ村の、地区の計画つくってほしい。そのためには現況を調査してほしいという

ようなことで、お願いをしておる。

そしていろんな役割分担を村の中でつくってほしいと。そういう形のひとつ自治会制度ができたならば、交付金の支給を始めますというようなことで、先般の自治会長会ではお願いしておりますんで、ぜひその取り組みが、築城の自治会の方で対応できれば、この交付金は予算計上させていただこうと、このように考えております。

議長（田原 親君） いいですか。ほかに。辻上議員。

議員（20番 辻上 浩君） もう1件だけ。

ページ44ページの負担金で、郡の町長会というのが出ておりました。

築上郡町長会負担金（町長会）で347万7,000円が上がっておりますが、これ、町長会という形でいけば、築上町、上毛町、吉富町、3町かな。3町ですね。

3町で構成されている会と思いますけれども、1町の持ち出しが347万7,000円って結構、高額になりますけれども、これらが、なぜこう多額な金額が必要なのか。何に使われるのか。その実態を教えてください。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 昨年までは、郡の町村長会ということで、村がございました。10月11日ですか、大平村と、新吉富村が合併しましたので、町長会となっておりますが、これは、郡の町村長会がございまして。ここの職員を雇用するための経費でございまして、今まで、少し積立金がございまして、ことしの方は、今までの半減という形に、多分なっております。

というのが、今までは、2名の職員抱えておりましたが、1名は、今年の4月から、パートで対応していらっしゃるということでございまして。

そういう形の中で、経費を何とか、少なくしていこうと。1名退職しましたんで、パートということで、そして事務局長は、それぞれ郡のOBの方を、郡といいますが、それぞれ町村のOBの方を、持ち回りで採用していらっしゃるという状況もございまして。

これ、郡の町村長会といいますが、郡の議長会とか、郡の資産管理組合、それから郡の税務事務組合、それぞれの事務を兼ねていたしてもらっていらっしゃるわけでもございまして、主に、この人件費と、その郡の町長会の運営費ということで、町長会という形になれば、私たちだけの会という意味じゃございません。

郡の町村長会と、昔の、これが町長会ということで、名前が変わりましたんで、御理解を願いたい。

以上です。

議長（田原 親君） いいですか。ほかのございませんか。平野議員。

議員（１７番 平野 力範君） ４５ページの東九州コミュニティー放送の広告料、先ほど出てきましたが、これ基本的に２町合併で、今まで広告料２町で、年間８００万以上出していたかと思いますが、これ、広告料で２町、１町になったから８００万出すちゅうのは、これはどうしてもおかしいと思います。

その辺で、広告料を４００万出すちゅうのは、当初予算で結構だと思んですけど、今後、骨格予算でない追加で出してくるときに、どう対応していくのか。今後の町長の社長としての答弁でも結構ですから、ちょっと根本的な部分をお聞かせ願いたいと思います。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） 社長の答弁はここではできません。

町長として、答弁いたします。東九州コミュニティー放送広告料、これは、築城、椎田が３００万ずつ出資をして、基本的には運営をやってる。そして民間から約これが４００万ですが、計１，０００万強の資本金で、運営しとる会社でございますけれども、この会社どうするかということは、これは会社の方の経営方針でやっていくしかないんで、私も今、社長してますけれども、この会社の内容は、今議会では、ちょっと差し控えたいと思います。

この４００万ということで、これもあくまでも暫定でございますから、会社から基本的に、ここの運営計画をとって、もう一回、検討しながら上げていくという形になろうと思いますんで、とりあえず、今、暫定で４００万上げさせていただいておるということで理解していただきたいと思います。

議長（田原 親君） いいですか。ほかにございせんか。 これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第４０号は、厚生文教、産業建設、総務それぞれの常任委員会に付託します。

日程第１３．議案第４１号

議長（田原 親君） 日程第１３、議案第４１号平成１８年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第４１号は、文教総務常任委員会に付託します。

日程第１４．議案第４２号

議長（田原 親君） 日程第１４、議案第４２号平成１８年度築上町奨学金貸付事業特別会計

予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第42号は、文教常任委員会に付託します。

・

日程第15・議案第43号

議長（田原 親君） 日程第15、議案第43号平成18年度築上町椎田町駅前周辺活性化促進事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第43号は、産業建設常任委員会に付託します。

・

日程第16・議案第44号

議長（田原 親君） 日程第16議案第44号平成18年度築上町霊園事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第44号は、厚生常任委員会に付託します。

・

日程第17・議案第45号

議長（田原 親君） 日程第17、議案第45号平成18年度築上町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第45号は、厚生常任委員会に付託します。

・

日程第18・議案第46号

議長（田原 親君） 日程第18、議案第46号平成18年度築上町老人保健特別会計予算に

ついてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第46号は、厚生常任委員会に付託します。

・

日程第19・議案第47号

議長（田原 親君） 日程第19、議案第47号平成18年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第47号は、厚生常任委員会に付託します。

・

日程第20・議案第48号

議長（田原 親君） 日程第20、議案第48号平成18年度築上町農業集落排水事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第48号は、厚生常任委員会に付託します。

・

日程第21・議案第49号

議長（田原 親君） 日程第21、議案第49号平成18年度築上町簡易水道事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第49号は、厚生常任委員会に付託します。

・

日程第22・議案第50号

議長（田原 親君） 日程第22、議案第50号平成18年度築上町水道事業会計予算につい

てを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第50号は、厚生常任委員会に付託します。

・

日程第23・議案第51号

議長（田原 親君） 日程第23、議案第51号築上町表彰条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第51号は、総務常任委員会に付託します。

・

日程第24・議案第52号

議長（田原 親君） 日程第24、議案第52号築上町名誉町民条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第52号は、総務常任委員会に付託します。

・

日程第25・議案第53号

議長（田原 親君） 日程第25、議案第53号築上町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、辻上議員。

議員（20番 辻上 浩君） この議案のもとになっている周辺事態法、これの法律の成立によって、自治体に受託事務としてこのような条例の制定並びにその後の協議会、この条例の制定を求めてきているわけですが、この周辺事態法が、成立された関連から見て見ますと、日米安保条約のもとで、アメリカが、戦争を起こす中に、日本が組み込まれている危険性が大変に指摘されています。

そういう点で、国の受託事務としてはあれども、まず町長が提案する際には、これは、これら

の条例制定については、憲法から照らし合わせて、まずきっぱりと反対するという態度を表明してから、これらを提案するというのが筋ではないかと考えますが、町長の、これらの条例の制定に対して、または、緊急事態法に対する考えはどうか、改めてお尋ねをいたしたいと思いません。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） この築上町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例でございますけれども、これは、法律が国会において成立いたしました。

国会において、法律が成立したということは、この法律は、我々日本国民にも、全般に適用されるわけでございます。

その法律の中で、この条例を、各県及び市町村、地方自治体は、この条例を設置しなければならないというふうに、これは義務づけられておるわけでございます。

法律がなければ、する必要はございませんけれども、法律が成立したという形になれば、やはり自治体としては、この条例を設置をして、そしてまた何らかの形で、国との連携もやっていかなければいけないだろうと、このように考えておりますんで、これは、辻上議員とは少し私は、見解が違うわけでございます。

やはり日米安保条約も、これは、国と国との条約ということで、これも批准されておりますし、この批准されたものについては、我々は守っていかなければいけないと、そういう形で、この条例を提案させていただきました。

以上です。

議長（田原 親君） いいですか。いい。

議員（20番 辻上 浩君） もう1こ。

議長（田原 親君） 辻上議員。

議員（20番 辻上 浩君） この武力攻撃事態法という法律です。これが根本になっているわけですが、この法律の中に、当然ながら、周辺地域というのは、限りなく広がってきております。

そういう中では、イラクまで自衛隊を派遣している現在、日本がアメリカの戦争に巻き込まれていく可能性というのが、非常に多く指摘されております。

そういう点から、日本の憲法9条から照らし合わせても、これらの武力攻撃事態法に沿った措置というものに対しては、憲法違反の疑いが非常にあるという、そういう立場に立って、まず、国からの法律で決まったということですが、これらの具体化については、反対であるというふうな態度をはっきり表明されるのが、私は日本国憲法から考えて、当然の地方自治をあずかる者の立場として当然ではないかというふうに考えて質問したわけですが、その点の考えはいか

がですか。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） まあ憲法論議すれば、きりがございませんけれども、私は、違憲ではないとこのように承知をいたしております。

以上です。

議長（田原 親君） いいですか。ほかにございませんか。平野議員。

議員（17番 平野 力範君） この条例を見ますと、組織の部分で、非常にわかりにくい点があります。

第2条に、国民対策本部長は、国民保護対策本部の事務を統括するとありまして、ずっとあるんですが、5番目に、前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命するというので、町長の位置づけが非常に不明確でわからないと。総務課長にお聞きしたら、これ、国会で成立した武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、法律の中に明記してあるということで、これをいただきました。

この28条の中に、都道府県対策本部または市町村対策本部の長は 都道府県の方は除きまして 市町村国民保護対策本部長とし、それぞれ市町村長をもって充てるとなっております。

ただ、これとの関連が、ここに明記されていないので、非常にわかりづらいと。こういう根本にもう1こ上の条例の上に法律があるということであれば、この法律に基づいて、これが、組織ができるわけですから、本部長の位置づけを、この条例の中に附則でも結構ですので、ちょっと、括弧書きでも結構なんで、これを入れとかないと、組織の全体像が、非常にわかりづらいということになるかと思えますんで、そここのところの検討方をできないものかちょっとお尋ねしたいと。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） この第1条の目的をよくごらんください。

ここには、この条例は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律と、第31条及び法第183条において、準用する法第31条の規定に基づきと、いうことで、必要な事項を定めるというのがございますんで、ぜひこの法律を、この条例と法律を連携していただかねばいけないということになっておりますんで、そういうことでお願い申し上げます。

だから、今、申し上げたことは、私は、添いかねるとそういうふうに考えてます。

議長（田原 親君） 平野議員。

議員（17番 平野 力範君） 私がもらったのは、28条の部分しかありませんので、後ほど総務課長に、またこれ、いただきたいと思えます。

議長（田原 親君） いい。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第53号は、総務常任委員会に付託します。

・

日程第26・議案第54号

議長（田原 親君） 日程第26、議案第54号築上町国民保護協議会条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第54号は、総務常任委員会に付託します。

・

日程第27・議案第55号

議長（田原 親君） 日程第27、議案第55号築上町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第55号は、総務常任委員会に付託します。

・

日程第28・議案第56号

議長（田原 親君） 日程第28、議案第56号築上町総合計画審議会条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。武道議員。

議員（21番 武道 修司君） 総合計画の審議会の条例なんですけど、この条例の中身でいくと、まず設置ということから始まって、所掌事務とか、後まあ委員という格好であるんですけど、余りにもちょっと、大ざっぱというか、まず、趣旨・目的がない。人数が不明。組織役員の体系がない。会議庶務関係をどこの担当部署がするかも載ってない。

条例というのは、基本的にはその部分が載って、初めて条例と言えるんじゃないかなと。基本的な部分があって、法律、町の法律をつくるんだらうと思うんです。それが条例だらうと思うんです。

後から58号にも出てきますけど、都市計画の審議会の方には、その部分が詳しく載ってるん

です。

同じ審議会であって、その部分がどう違うのか。なぜその目的とか組織体系とか、そういうものが載ってないで、条例といえるのかどうかと。

別紙資料で、審議会規則ということで載ってるんです。資料いただいてるんです。この中には、その趣旨、組織、詳しく書いてあるんです。

こういうものは、規則に当然、書くべきことだろうと思うんですが、それ以前に、条例に載せないとおかしいんじゃないかなと思うんです。町の法律なんですよ。

だからなぜ、ここに載せないのか。載せない理由を、はっきりと教えていただきたいというふうに思います。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） これは、武道議員の考え方でございますんで、私は、これでいいと、このように考えておりますし、これは前回、椎田町のときに、総合計画、それを準用してつくると、このようにお考え願いたいと思います。

以上です。

議長（田原 親君） 武道議員。

議員（21番 武道 修司君） 考え方の違いというふうなことなんですが、考え方の違いとかいう次元の話じゃないんです。

これ、社会一般的に見たときにどうかという話なんですよ。私の考えと、町長、あなたの考えと、ここで激論してるんじゃないんです。

社会一般的に、法律に、何ちゅうか、そういうような条例に、目的が載ってないという、これ致命傷なんですよ。

なぜつくったのか、なぜ必要なのか、どういうふうなことをするのかと、これがないで、なんで条例といえるのかという問題なんですよ。これ、見解の違いじゃないんですよ。根本的な違いなんです。

住民が見て、何の法律かわかるようにするのが、条例なんですよ。それがわからないで、それでも町長、いいんですか。住民が見て、わからない法律を、あなたはつくろうとしてるんじゃないかなというふうに思うんですが、なぜ、そこを入れないのかを教えていただきたいということなんです。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） そんな質問には、私はちょっと答えること……。

なぜ入れないのか、入れてないから入れてないということでございまして、私は総合計画の審議会をつくるのに、この条例で、条例案で、後は規則で定めればよいというようなことで、考え

て提案しておるんで、それはもうあなたの見解と私の見解は違うというようなことで、それはもう当然いつまでたっても平行線になると思うんですけど。

まあ、あなたはそういう、あなたが町長になったときには、そういう形で出そう、私は町長、これでいいと考えておりますんで。

議長（田原 親君） 武道議員。

議員（21番 武道 修司君） もう何回言っても、変えないということなんで、あれなんですけど、社会一般的には、もう規則でも何でも一緒なんですよ。決まりごとをつくるときには、基本的には、目的、最低でも目的は必要なんです。体系が必要なんです。それが決まりなんです。法律なんですよ。

そういうものがない条例で、規則で定めりゃいいと。規則じゃ多分載ってますよ。でも規則というのは、あくまでも、町長サイド、執行権の中です。勝手に変えられるんですよ。

目的を勝手に変えることができるんです。だから、条例でそういう部分を載せておかないと、おかしいんじゃないんですかということなんですけど、もう町長はやらないということなんで、ただ社会一般的には、目的とかそういうのを載せるというのが、社会一般的だというふうに、御理解をしていただきたいなというふうに思います。

以上で、終わります。

議長（田原 親君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第56号は、総務常任委員会に付託します。

・

日程第29・議案第57号

議長（田原 親君） 日程第29、議案第57号築上町在宅寝たきり介護手当支給条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第57号は、厚生常任委員会に付託します。

・

日程第30・議案第58号

議長（田原 親君） 日程第30、議案第58号築上町都市計画審議会条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第58号は、産業建設常任委員会に付託します。

・

日程第31．議案第60号

議長（田原 親君） 日程第31、議案第60号築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第60号は、産業建設常任委員会に付託します。

・

日程第32．議案第61号

議長（田原 親君） 日程第32、議案第61号築上町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第61号は、厚生常任委員会に付託します。

・

日程第33．議案第62号

議長（田原 親君） 日程第33、議案第62号築上町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第62号は、厚生常任委員会に付託します。

・

日程第34．議案第63号

議長（田原 親君） 日程第34、議案第63号築上町放課後児童健全育成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第63号は、厚生常任委員会に付託します。

・

日程第35．議案第64号

議長（田原 親君） 日程第35、議案第64号福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第64号は、厚生常任委員会に付託します。

・

日程第36．議案第65号

議長（田原 親君） 日程第36議案第65号財産の出資についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第65号は、産業建設常任委員会に付託します。

・

日程第37．議案第66号

議長（田原 親君） 日程第37、議案第66号財産の信託についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第66号は、産業建設常任委員会に付託します。

・

日程第38．議案第67号

議長（田原 親君） 日程第38、議案第67号字の区域の設定変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 67 号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第 39 . 意見書案第 1 号

議長（田原 親君） ここで追加日程を議題とします。日程第 39、意見書案第 1 号次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担金制度の堅持を求める意見書（案）について、事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。江本事務局長。

事務局長（江本偉久雄君） 意見書（案）第 1 号、次期定数改善計画の実施と、義務教育費国庫負担金制度の堅持を求める意見書（案）の提出について、表記の意見書（案）を別紙のとおり、築上町議会会議規則第 14 条の規定により提出します。平成 18 年 3 月 13 日、提出者築上町議会議員小林和政、賛成者同議会議員西口周治、同じく賛成者同議会議員有永義正、同じく賛成者同議会議員金澤久芳、同じく賛成者同議会議員竹本眞澄、以上です。

議長（田原 親君） 小林議員、簡単に説明を求めます。

議員（9 番 小林 和政君） 提案理由の説明をいたします。

国の「三位一体の改革」の中で、教育に対するしわ寄せが、着々と進行しつつあります。

昨年の 11 月 30 日には、義務教育の国庫負担金の割合が、2 分の 1 から 3 分の 1 に既に決定されております。

さらに教職員の人件費を削減しようとする目的のために、自然減を何の対策も打つことなく、そのまま放置した状況になっておると。

こういう状況の中で、教育は、将来の日本の根幹をなすものであり、最優先されるべき先行投資と認識し、すべての子供たちに対し、等しく、良質の教育を保障することが、国の責務と考え、このような意見書を提案するものであります。よろしく御審議御協力をお願いいたします。

以上です。

議長（田原 親君） これで提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっています意見書（案）第 1 号は、文教常任委員会に付託します。

日程第 40 . 意見書案第 2 号

議長（田原 親君） 日程第 40、意見書案第 2 号医療制度改革関連法案に反対する意見書（案）についてを議題とします。事務局の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。江本事務局長。

事務局長（江本偉久雄君） 意見書（案）第 2 号、医療制度改革関連法案に反対する意見書（案）、表記の意見書（案）を別紙のとおり、築上町議会会議規則第 14 条の規定により提出し

ます。平成18年3月13日、提出者築上町議会議員西畑イツミ、賛成者同議会議員辻上浩、同じく賛成者同議会議員山中 正治、同じく賛成者同議会議員工藤久司、以上です。

議長（田原 親君） 西畑議員、簡単な説明をお願いします。

議員（8番 西畑イツミ君） 医療制度改革関連法案に反対する意見書、ただいま読み上げられましたとおりでございます。

高齢者医療の、70歳以上の医療費の1割が2割に、長期入院患者の食事と居住費が全額自己負担にと、また75歳以上を対象にした高齢者だけの独立した医療制度を2年後から創設するとしております。

現行制度では、国保や、組合、政府管掌保険などの被扶養者として、保険料を払っていない人も含め、すべての高齢者から保険料を徴収するというものです。

日本医師会なども、反対をしておりますし、福岡県でも反対集会が開かれております。

ですので、お年寄りの医療費負担をなくすためにも、この関連法案に反対していただきたく、御審議のほどをよろしくお願い申し上げまして、提案理由といたします。

議長（田原 親君） ただいま提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております意見書（案）第2号は、厚生常任委員会に付託します。

日程第41．意見書案第3号

議長（田原 親君） 日程第41、意見書案第3号「品目横断的経営安定対策」に関わる意見書（案）についてを議題とします。事務局の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。江本事務局長。

事務局長（江本偉久雄君） 意見書（案）第3号、「品目横断的経営安定対策」に関わる意見書（案）、表記の意見書（案）を別紙のとおり、築上町議会会議規則第14条の規定により提出します。平成18年3月13日、提出者築上町議会議員西畑イツミ、賛成者同議会議員辻上浩、同じく賛成者同議会議員山中正治、同じく賛成者同議会議員工藤久司、以上です。

議長（田原 親君） 西畑議員、簡単な説明をお願いします。

議員（8番 西畑イツミ君） ただいま読み上げられましたとおりでございます。

4ヘクタール以下の農家は、営農に任せるか、大農家に任せるかというような内容のものでして、4ヘクタール以下の農家は、農業をやめなさいというような、極端な言い方をすれば、そういうような内容です。

米価を初め、野菜、大豆、麦などの価格保証こそすべきです。ですので、御審議のほどをよろしくお願い申し上げまして提案理由といたします。

議長（田原 親君） ただいま提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっています意見書案第3号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第42・選挙第9号

議長（田原 親君） 日程第42、選挙第9号築上町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題とします。

当選挙は、選挙管理委員会から、同委員及び補充員の選挙について、通知がありましたもので、地方自治法第182条第1項の規定により、選挙を行うものであります。

お諮りします。選挙の方法について地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法について、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

築上町選挙管理委員会委員に、迫田康隆氏、繁永秋生氏、上田信行氏、篠田孝夫氏を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を、築上町選挙管理委員会委員に当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました迫田康隆氏、繁永秋生氏、上田信行氏、篠田孝夫氏が、築上町選挙管理委員会委員に、当選人とされました。

次に、同委員会補充員の指名をいたします。江本明男氏、垣内孝子氏、高橋献一氏、白川保久氏を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を、築上町選挙管理委員会委員の補充員に、当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました江本明男氏、垣内孝子氏、高橋献一氏、白川保久氏、築上町選挙管理委員会委員の補充員の当選人とされました。

次に、補充員の順序は、ただいま議長が指名した順序でしたいと思いますが、御異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田原 親君） 異議なしと認めます。したがって、補充員の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定しました。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

日程第43．請願第1号

議長（田原 親君） 日程第43、請願第1号人権侵害救済法の早期制定を求める議会議決のお願いについてを議題とします。

紹介者、吉元一也議員から請願趣旨の説明を求めます。吉元一也議員。

議員（7番 吉元 一也君） これは21世紀の真の人権の世紀にとの願いを実現するため、また憲法に保障された基本的人権の確立のためにも、パリ原則に基づき、政府からの独立性、社会の多元性や、多様性を反映し、実行性ある人権委員会の設置を明確にした人権侵害の救済の関する法律の早期制定を求め、強く要望するものです。

議長（田原 親君） これで請願書の説明を終わります。

ただいま議題となっています請願第1号は、文教常任委員会に付託します。

日程第44．陳情書第1号

議長（田原 親君） 日程第44、陳情書第1号狐迫池水路護岸工事に関する陳情書についてを議題とします。

陳情書第1号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第45．陳情書第2号

議長（田原 親君） 日程第45、陳情書第2号住宅改善建替に係る陳情書についてを議題とします。

陳情書第2号は、産業建設常任委員会に付託します。

ここで議案に対する資料要求があれば、お受けいたします。西畑議員。

議員（8番 西畑イツミ君） 総務費から、教育費まで、全般にわたりまして、各種研修会負担金という項目だけで、内容が上がっておりませんので、その内容の資料をいただきたいと思えます。それからですね……。

議長（田原 親君） いいですか。

議員（8番 西畑イツミ君） それでいいです。

議長（田原 親君） いつまで。

議員（８番 西畑イツミ君） あしたまで、できればあしたが。

議長（田原 親君） あしたできるかね。ちょっと待って。

議員（８番 西畑イツミ君） １５日まで。

議長（田原 親君） １５日まで。はい。吉元議員。

議員（２７番 吉元 成一君） うちも、西畑議員から言われた、そういった補足の資料については、個人の請求という形をとるんですかね。議員全員に配付するんですか、それをお伺いしたい。（「配付します」と呼ぶ者あり）全員に配付していただかないと、委員会等で聞きたいことも聞けないと。（「全部配付します」と呼ぶ者あり）

議長（田原 親君） 全部配付と。いいですね。いいね。１５日まで。

議員（２７番 吉元 成一君） それともう一丁。

議長（田原 親君） 吉元議員。

議員（２７番 吉元 成一君） それに関連して、資料の配付もですけれども、人材の配付もしてください。委員会の。

議長（田原 親君） いい。

議員（２７番 吉元 成一君） わかります。要求、私、今、総務委員会は、総務委員会の委員会には、所管以外の課長さん、責任のある方、回答のできる方、全員参加してください。そういう要望です。

議長（田原 親君） 町長。

町長（新川 久三君） ちょっと入りきれないから、待機をさせておいて、そのときは呼びますんで。

議長（田原 親君） ほかにいいですか。塩田議員。

議員（１番 塩田 文男君） 先ほどの資料要求ですけど、委員会までをお願いします。きょうの質疑の分の資料。

議長（田原 親君） いいよ、いつまで。

議員（１番 塩田 文男君） 委員会までに。

議長（田原 親君） 委員会まで、いいか。おい、返事をせな、おい、いいか。

ほかにいいですね。

これで資料要求を終わります。

・ ・

議長（田原 親君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

これで散会します。御苦労でございました。

午後０時13分散会

